

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠浜会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員が、その職務のため理事会に出席したとき、または出張したときは、報酬として日額3千円を支給する。ただし、監事が監査実施のため、一日出席した時は、報酬として日額5千円を支給する。

- 2 評議員が、その職務のため評議員会に出席したとき、または出張したときは、報酬として日額3千円を支給する。
- 3 理事で法人職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員が、職務のため出張したときは、本会の社会福祉法人遠浜会職員旅費規程(以下「職員旅費規程」という。)を準用し、職員旅費規程に定める旅費の支給額に応じた旅費相当額を支給する。

- 2 この場合において職員旅費規程中の「施設長」とあるのは、「評議員」または「理事」と読み替えるものとする。ただし、報酬を支給するため、日当は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議に経て行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。